第百二十三条の二第一項中「第十一号」を「第十二号」に、「第百二十六条の二第三号」を「第百二十六条第三号」に、「第百三十条第一項第十七号、第四十五号及び第四十六号」を「第百三十条第一項第十九号、第四十九号及び第五十号」に改め、同条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十四条第三項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第百二十四条の二中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第百二十五条第一項中「第百条の五第三号」を「第百二条第三号」に、「総組合員（同項」を「総組合員（同項」に、「議決」を「決議」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第百二十六条を削る。

第十章を第十一章とする。

第百二十八条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十八条の二第一号中「第十一条の七」を「第十一条の九」に改め、同条第二号中「第十一条の十一」を「第十一条の十二」に、「第十五条の七」を「第十五条の十二」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百二十一条の五」を「第百九条」に改め、同条第六号及び第七号中「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に改め、同条第八号中「第百二十一条の五の八第四項」を「第百十六条第四項」に改める。

第百二十八条の三第二号及び第三号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第百二十八条の四中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第百二十八条の五中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十八条の六第一号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同条第二号、第四号及び第五号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第百二十九条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十九条の二第一号中「第十一条の八」を「第十一条の十」に改め、同条第二号中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第百二十九条の三第二号中「第十五条の五（」を「第十五条の九（」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の五第一号」を「第十五条の九第一号」に改め、同条第三号中「第十五条の七」を「第十五条の十二」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第百二十九条の五中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第百二十九条の六中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第百二十九条の七第三号中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に、「第百二十一条の五」を「第百九条」に改め、同条第五号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第百二十九条の七の二及び第百二十九条の七の三中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第百二十九条の八第一号中「第百二十一条第五項」を「第百二十六条の四第五項」に改め、同条第二号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第六号及び第七号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百二十一条の八第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第百二十九条の九第一項第三号及び第四号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十九条の十第五号中「第八十六条の十一第二項」を「第八十六条の十一第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第八十六条の十一第一項」を「第八十六条の十一第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第八十六条の九」を「第八十六条の十」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第八十六条の九第一項の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第百二十九条の十一第三号を削り、同条第二号中「第百二十一条第五項」を「第百二十六条の四第五項」に、「又は同法」を「又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第百二十一条第五項」を「第百二十六条の四第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定又は第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反して、これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

第百三十条第一項中「次の」を「次に掲げる」に、「若しくは清算人」を「、清算人若しくは第四十一条の二第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員」に改め、同項第五十五号を削り、同項第五十四号中「第百二十六条の二第一項」を「第十一条の四の二」に、「第十一条の六」を「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十六号とし、同項第五十五号とし、同項第五十四号とし、同項第五十三号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第五十一号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十号を同項第五十三号とし、同項第四十九号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第四十八号を同項第五十一号とし、同項第四十六号中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に、「第五十四号」を「第五十七号」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十五号中「第八十七条の三第一項」を「第八十七条の二第一項」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項中第四十四号を第四十八号とし、第四十一号から第四十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第四十号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第三十九号中「第六項まで」を「第三項まで、第五項若しくは第六項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第三十八号中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第三十七号を同項第四十一号とし、同項第三十六号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、「第五十四条の二第六項」の下に「（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第五十四条の四第三項」の下に「（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に、「承継」を「第九十一条の二第一項の規定による権利義務の承継」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十五号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第三十四号中「第四十七条の二」を「第四十七条」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項」を「第四十七条の二第二項若しくは第四十七条の三第二項」に、「第四十七条の四第三項」を「第四十七条の三第三項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十七号とし、同項第三十二号中「第四十一条の二第七項」を「第四十一条の三第一項」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十一号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十三　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。